

役員等報酬規程

社会福祉法人
ヒューマン・ネットワーク 結

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ヒューマン・ネットワーク結の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員（以下「役員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第3条 役員及び評議員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、「旅費規程」に基づいて報酬及び旅費等を支給することができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第6条 本規程の改正は、理事会および評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- この規程は、平成28年10月 1日より適用する
- この規程は、平成29年 6月 8日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	備 考
役員及び評議員業務報酬 (日額)	12,000円 ※時間割 1日＝8時間	職員兼務でない場合